民生文教常任委員会会議記録

令和４年 12 月８日開催

令和４年第４回定例会において、清水町議会会議規則第 39 条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

（出席委員）
委 員 長　桐原直紀
副委員長　飯田安雄
委　　員　吉川清里
委　　員　佐野俊光
委　　員　渡邉和豊
委　　員　秋山治美
委　　員　向笠　誠

（概　　要）
議案第 61 号令和４年度清水町一般会計補正予算（第８回）について
本案は、12 月５日に本委員会に付託され、12 月８日に、委員全員と、当局から副町長、教育長及び所管課長の出席を得て、審査を行いました。
始めに、当局から債務負担行為補正及び歳入について説明を受け、質疑に入りました。
最初に、委員から、「債務負担行為補正の令和４年度南小学校北校舎改築事業に関して、教育委員会、学校運営協議会、校長会で、それぞれどのような意見が出たのか。」とただしたところ、「教育委員会においては、事業の完成時期のほか、改築校舎の規模に関する質問や子供たちのアイデアを設計に反映してはどうかとの意見がありました。南小学校の学校運営協議会では特段異論がなく、事業を進めていってほしいという意見があったと報告を受けています。校長会においては、特に意見等はありませんでしたが、個別に南小学校の校長からは工事に伴うグラウンドの使用範囲や期間の制限を早めに知らせてほしいとの意見がありました。」との答弁がありました。
次に、委員から、「南小学校北校舎改築事業について、ここで実施しないと２年遅れる、と本会議において町長の答弁があったが、その根拠は。」とただしたところ、「現在想定しているスケジュールは、令和７年度末に校舎が完成の予定で考えていますが、ここで補正予算を見送り、仮に、令和５年６月の予算計上から開始した場合、事業実施に伴い必要となる仮設校舎への引っ越しを学校運

営の支障とならないよう長期休暇に設定しなければならないという点や、国庫補助申請の時期に手続が間に合わない場合も想定し、最大で２年の遅れが生じる可能性があるという見通しです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「清水中学校の北校舎と南校舎は、築年数が南小学校の北校舎と２年しか違わないが、清水中学校に関しては、どのような計画を立てているのか。」とただしたところ、「清水中学校については、長寿命化計画に基づき、今回の南小学校の事業完了後、工事に着手できるよう進めていきたいと考えていますが、対象が校舎２棟であり、規模も大きく、検討すべき事項も多いと予測されるほか、担当する職員の人員配置や財政負担の平準化などの点も踏まえて対応していかなければならないこともあり、現在の想定よりも期間を要する可能性も考えられます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「本町には小学校の施設整備指針は現在あるのか。」とただしたところ、「整備指針はありませんが、学校施設の目指す姿や現状、学校施設整備の基本的な方針等について、学校施設長寿命化計画に定めています。また、今後予定している設計業務において、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するため、国から示されている小学校施設整備指針を参考にしていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「南小学校北校舎改築事業について、校長会、学校運営協議会、教育委員会など以外に、校区内の区やＰＴＡに対しての説明はしたのか。」とただしたところ、「区への説明会は現段階では行っていませんが、学区内の区長に説明を行うことを予定しています。今後は、工事を進めていく中で、周辺に影響が出てくる場合など、必要に応じて説明をしていきたいと考えています。ＰＴＡについては、ＰＴＡ役員、地域住民などで構成される南小学校の学校運営協議会において意見を伺っています。今後、必要に応じてＰＴＡ、保護者に対して情報提供していきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「南小学校の北校舎改築について、どのくらいの規模で改築する計画を立てているのか。」とただしたところ、「今回の設計業務の中で、新校舎を使用開始する時期の人数、学級数を基準に、規模を検討していくこととなります。」との答弁がありました。

次に、委員から、「耐力度調査とは、どのような調査か。」とただしたところ、「建物の構造耐力や機能低下の度合いを測定し、調査票にまとめて点数化するものです。学校施設の大規模改修や改築の際に１つの判断材料となります。」との答弁がありました。

次に、委員から、「南小学校の現在地にそのまま北校舎を改築し、徳倉の子供たちがこのまま南小へ通学することが地域の要望と合致しているのか。」とただしたところ、「徳倉地区には、南小学校の約２万 5,000 平米の敷地の規模を確保

する適地が見当たらないと考えています。」との答弁がありました。
　他に質疑なく、次に歳出について説明を受け、質疑に入りました。
　質疑なく、次に歳入歳出全般について質疑に入りました。
　質疑なく、討論を行いました。
　反対討論として、「反対の論旨は、南小学校の北校舎改築のための債務負担行為補正である。この北校舎の建て替えについて、まず１つは住民に十分な説明をしていないということ。学校関係者、教育委員会、校長会、学校運営協議会には説明と意見を聞くことをしたが、校区内の区役員、ＰＴＡといった幅広い住民に説明もしていない。建て替えについては住民に十分な説明をして意見を求めるなど時間をかけた議論が必要である。北校舎は年数がたっており、建て替え、もしくは改修の必要があるものかもしれないが、耐震補強は施しており、今すぐ子供の生命が危ないという切迫した事情ではないと思う。今後の清水中学校等の改築あるいは改修等も迫っているのであれば、なおさら住民と議論をするという姿勢を示しておかなければ、ほかの施設の改築等も決まってしまうのではないかと住民に不信感を持たれることにもなりかねない。こういうことは当初予算の議案として議論することが通常ではないかと思う。また、学校の場所に対して根本的な議論をしないまま、補正予算の債務負担行為で改築を決めてしまうやり方は、来年４月に町議会議員、そして町長の選挙があるような時期において、議案として出して決定してしまうというのは、疑問が残ることを指摘して、反対討論とする。」との発言がありました。
　次に、賛成討論として、「この補正予算では、障害者福祉に係る扶助費をはじめ、昨今の電力、ガスの価格高騰に伴い、小中学校の光熱費を増加するほか、南保育所の空調設備の補修工事やふるさと寄附金を活用した備品整備など、安定的な保育所運営や適正な保育環境の確保にも配慮した予算であり、寄附者の意向も反映され、評価できるものである。また、債務負担行為の補正の令和４年度南小学校北校舎改築事業は、町立小中学校の中でも最も古い校舎の改築整備に着手するものであり、子供たちに安全、安心かつ快適な環境を提供できるよう、本年度当初から調査を進めるなど検討を行い、総合的に判断した結果、改築として早期の対応を図るべく、今回の予算計上につながったものと受け止めている。改築する校舎の詳細や課題については、今後検討を重ねていくことになると考えるが、児童が１日の大半を過ごす生活の場が、豊かな人間性を育む空間として整備されることを期待し、賛成討論とする。」との発言がありました。
　他に討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 62 号令和４年度清水町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３回）について

本案は、12 月５日に本委員会に付託され、12 月８日に、議案第 61 号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 63 号令和４年度清水町介護保険事業特別会計補正予算（第３回）について

本案は、12 月５日に本委員会に付託され、12 月８日に、議案第 62 号審査終了後、同メンバーによる審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

清水町議会委員会条例第 27 条第１項の規定により記名押印する。

令和４年 12 月 20 日

民生文教常任委員長　桐原直紀